

工場立地法 市準則の概要

工場立地法とは

工場の立地が、周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に届出を義務付けています。

規制の対象となる工場の規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上

市準則の概要

豊田市では、産業振興の観点から、企業の皆さんの設備投資につながる環境整備の一環として、工場立地法の市準則条例を制定し、工場の新設や増設などの際に設置が必要となる緑地等の規制を一部の地域で緩和しています。

緩和の対象となる地域：工業地域、工業専用地域、産業誘導地区

対象区域	環境施設面積率	敷地周辺部に配置する環境施設面積率	緑地面積率	重複緑地の算入率
工業地域、工業専用地域、産業誘導地区	10%以上	10%以上	5%以上	(緑地面積の)50%以内
その他の地域	25%以上	15%以上	20%以上	(緑地面積の)25%以内

緑地：樹木や芝などで覆われた土地

緑地以外の環境施設：太陽光パネル、噴水、屋外運動場など

環境施設：緑地及び緑地以外の環境施設

重複緑地：屋上緑化、壁面緑化、緑化駐車場など

産業誘導地区：用途地域の定めのない地域のうち、①主なICから1.1km以内の区域、②大規模既存工場又は大規模既存工場に隣接する区域、③大規模既存工場から1.1km以内の区域

届出が必要な場合

- 工場を新設する場合
 - 工場等の生産施設面積が増加する場合
 - 工場の敷地面積が増減する場合
 - 工場の緑地や環境施設面積が減少する場合
 - 工場で製造する製品を変更する場合
 - 氏名等を変更する場合
 - 工場を承継する場合
 - 工場を廃止する場合
- など

※工事開始の90日前（短縮申請をする場合は工事開始の30日前）までに提出が必要です。

※氏名等の変更、工場の承継・廃止をする場合は、事由発生後、速やかに提出が必要です。



👉 詳細はこちら



●工場立地法に違反すると刑事罰を科される場合があります。

初版 令和7年4月1日作成

【問合せ先】豊田市 産業部 産業用地整備課（〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所西庁舎7階）

☎ 0565-34-6643

✉ s-youchi@city.toyota.aichi.jp